○国立大学法人筑波大学附属病院短時間勤務職員就業規則

（平成１９年１２月２０日
法人規則第５４号）

改正　平成２１年法人規則第２４号
令和　２年法人規則第２２号
令和　７年法人規則第１３号

国立大学法人筑波大学附属病院短時間勤務職員就業規則

（目的）

第１条　この就業規則は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）が設置する筑波大学の附属病院に勤務する短時間勤務職員の労働条件、服務その他就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この就業規則において「短時間勤務職員」とは、医師、看護師又は助産師の国家資格を有する女性で、９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子を養育しながら本規則により採用された職員をいう。

（他の規則の準用）

第３条　この就業規則に定めのない事項については、国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則（平成１７年法人規則第１２号。以下「附属病院職員就業規則」という。）を準用する。

（短時間勤務職員の採用）

第４条　短時間勤務職員の採用は、選考により行う。

（任用期間）

第５条　短時間勤務職員の任用期間は、採用日から採用日の属する事業年度の末日までの期間内とする。

２　法人は任用した短時間勤務職員について、翌事業年度以降においても任用することができる。ただし、当初の採用日から起算して３年に達する日を超えて任用することはできない。

（短時間勤務職員の俸給表及び職）

第６条　短時間勤務職員に適用される俸給表及び職の種類は、国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則（平成１７年法人規則第１３号。以下「給与規則」という。）第１１条第１項の規定を適用し次表のとおりとする。

俸給表の種類	職の種類
教育職員（一）俸給表	病院講師、病院助教
医療職員（二）俸給表	看護師、助産師

（所定勤務時間等）

第７条　短時間勤務職員の所定勤務時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　附属病院職員就業規則第５０条に規定する休日（次号において「休日」という。）以外の日において１日について４時間とする。
(2)　休日以外の日において１日について５時間とする。
(3)　月曜日から金曜日までの３日間（休日を除く。）において１日について７時間４５分とする。
２　前項に定めるもののほか、任命権者が必要と認める場合には、短時間勤務職員の勤務時間について、１週間について２０時間以上３０時間以内の時間で定めることができる。

（始業及び終業の時刻等）
第８条　短時間勤務職員の始業及び終業の時刻、勤務時間並びに休憩時間は、国立大学法人筑波大学附属病院職員の勤務時間及び休暇に関する規則（平成１７年法人規則第１４号。第１０条において「勤務時間及び休暇規則」という。）第３条に規定する服務監督者（次条において「服務監督者」という。）が定める。

（休憩時間）
第９条　短時間勤務職員の休憩時間を定める場合において、１日の所定勤務時間が６時間を超える場合においては、少なくとも４５分とし、その時間は服務監督者が定める。

（年次休暇の日数）
第１０条　短時間勤務職員の年次休暇の日数は、勤務時間及び休暇規則第１１条に規定する日数に、当該短時間勤務職員としての勤務日数を５で除して得られた数を乗じて得られる日数（端数がある場合は、これを１日に繰り上げる。）とする。
２　前項に定めるもののほか、短時間勤務職員の年次休暇の取扱いについては、勤務時間及び休暇規則の定めるところによる。

（給与）
第１１条　短時間勤務職員の給与に関する事項については、第６条、次条及び第１３条に定めるもののほか、給与規則の定めるところによる。

（俸給月額の決定）
第１２条　新たに採用する短時間勤務職員の俸給月額は、第６条の規定により、その者に適用される俸給表の職務の級により、学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する号俸に対応する額に、短時間勤務職員としてあらかじめ定められた勤務時間を３８時間４５分で除して得た数を乗じて得る方法により、任命権者が決定する。
２　昇給その他の事由により俸給月額を決定するに当たっては、昇給により得られる級・号俸の額を基に、前項に準じて得る方法により決定するものとする。

（時間外勤務手当）
第１３条　時間外勤務手当の支給は、給与規則の定めるところによる。ただし、時間外勤務手当のうち、附属病院職員就業規則第４７条に規定する勤務時間に相当する時間内における勤務については、給与規則第７条に規定する勤務１時間あたりの給与額を時間外勤務手当として支給する。

（試用期間の取扱い）
第１４条　附属病院職員就業規則第７条の規定は、短時間勤務職員には準用しない。

（退職金の取扱い）
第１５条　附属病院職員就業規則第７９条及び第８０条の規定は、短時間勤務職員には準用しない。

附　則
この就業規則は、平成２０年１月１日から施行する。

附　則（平２１．３．２６法人規則２４号）
この就業規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（令２．３．２６法人規則２２号）
この法人規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令７．３．２７法人規則１３号）
この法人規則は、令和７年４月１日から施行する。